



| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 告示 | |
| ○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課) | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 (治山林道課) | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (7件) (〃) | 1 |
| ○基本測量の終了の通知 (2件) (用地対策課) | 3 |
| ◎県営住宅の家賃等に係る公金事務の委託 (住宅課) | 3 |
| ◎特定公共賃貸住宅の家賃等に係る公金事務の委託 (〃) | 4 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課) | 5 |
| ◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課) | 5 |
| ◎高知県物品購入等関係指名停止要領の一部改正 (総務事務センター) | 5 |
| 公告 | |
| ○狩猟免許試験の実施 (中山間地域対策課) | 5 |
| ○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (〃) | 6 |
| ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課) | 6 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (4・18揭示) | 6 |
| ◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃) | 6 |
| ◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃) | 7 |
| ○政治団体の設立の届出 (2件) | 7 |
| ○政治団体の届出事項の異動の届出 | 8 |
| ○政治団体の解散の届出 | 8 |

告 示

高知県告示第324号の2
くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別 (令和7年4月1日から同年6月30日まで) の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年4月22日から同年6月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。
令和7年4月21日 (揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第353号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。
令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡越知町越知字ヤラ井ソ丁234 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヤラ井ソ丁234 (次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第354号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐半家字宮ノ川2035、字宮ノ川北平2036、2037の1から2037の3まで、字宮ノ尾2038の1から2038の8まで、字樋ノサコ2033、字平四郎小場2034の1、字矢倉2017の1、2017の7から2017の11まで、2017の13から2017の20まで、2017の22から2017の37まで、2017の42から2017の50まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第355号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市勝間字サカリノ山1631の1、1631の2、字ザレガ峠1635、字ツルタニ山1604の1、1605の1、1606、1607、1608の1、1609の1から1609の20まで、1609の26から1609の37まで、1610の1、1611の1、1612の1、1613、1614の1、1614の2、字永野山1627の1から1627の7まで、1627の10、1627の11、1628、1629、字笠松山1615の1、1615の2、1616の1、1617の1、1617の3から1617の5まで、1617の8から1617の11まで、1618の1から1618の4まで、字足川日ノ平1630、字足川影平1632の1から1632の3まで、1633の6、1633の7、1633の9、字力石山1593の1から1593の21まで、1594、1595、1596の1、1596の2、1597の1から1597の3まで、1598
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第356号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市常六字ゴゼバイ791の1、791の3、791の4、791の7から791の16まで、791の24、791の26、791の27、791の29、791の30、791の33、791の46、791の52、791の55から791の58まで、字マキマツ790の1、790の2、790の6、790の13から790の15まで、790の22から790の33まで、790の35、字山ノ谷770の1、770の3、字千地下風768、字片魚サルバシリ1645の2から1645の4まで、1645の6、1645の7、1645の10から1645の18まで、字ニホンマツ1666の1から1666の26まで、1667、字ヲヲギノ577から582まで、1638の1から1638の21まで、字杓子森山1669の1から1669の4まで、1669の5・1669の6（以上2筆国有林）、字大森山686、688から692まで、1647の1、1647の6、1647の8、1647の9、1647の11から1647の15まで、1647の19・1647の20（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第357号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐口屋内字下表山964の1から964の11まで、966、967の3、967の4、967の7、字上ミ利助912の5から912の8まで、912の16、912の25、912の27から912の33まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第358号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町打井川字ニッチ1609の2から1609の4まで、1609の5（国有林）、1609の6、1609の7（国有林）、1609の11、1609の12から1609の14（以上3筆国有林）、1609の15から1609の37まで、1609の38（国有林）、1609の39、字市ノ又山671の1、671の2、1610（国有林）、1611の1から1611の3まで、1611の8、1611の10から1611の17まで、1611の19、1611の24から1611の26まで、1611の28から1611の31まで、1611の33、1611の49から1611の51まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第359号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町野々川字一本木413の7から413の10まで、413の15から413の18まで、413の21、413の23から413の26まで、字奥堂谷410の7から410の10まで、410の13から410の33まで

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第360号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町井崎字カケヅ1128の1、字タキタロ1131（次の図に示す部分に限る。）、字ハチガモリ1132の12、1132の33

から1132の35まで、1132の36（次の図に示す部分に限る。）、1132の37から1132の42まで、字ヒキヂ1129、字ミイダバ1124の5、1124の15から1124の23まで、1125、字三ノ又口1106の1、1106の2、1107の1から1107の3まで、1109の1、1109の2、1134の1から1134の4まで、字中ゴヤ1123の7、1123の13、1123の19、1123の30から1123の33まで

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更に係る指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第361号
国土交通省国土地理院長から令和6年3月高知県告示第194号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和7年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第362号
国土交通省国土地理院長から令和6年4月高知県告示第317号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和7年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第363号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年3月28日に指定し、公金事務を同月31日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳

出
県営住宅の家賃等の収納
3 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

| 県営住宅 | | 委託の内容 |
|--------|----------|--|
| 団地名 | 位置 | |
| 鏡水 | 高知市上町四丁目 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第20条第1項第3号に掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務 |
| 大津 | 高知市大津 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 若草町 | 高知市若草町 | 〃 |
| 若草南 | 高知市若草南町 | 〃 |
| 介良 | 高知市介良 | 〃 |
| 船岡 | 高知市神田 | 〃 |
| 小高坂三の丸 | 高知市平和町 | 〃 |
| 宇治 | 吾川郡いの町 | 〃 |
| 長浜馬場の西 | 高知市長浜 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 柳ノ内 | 室戸市室津 | 〃 |
| 行当 | 室戸市元 | 〃 |

| | | |
|------|--------------|------------------------------------|
| 土佐山田 | 香美市土佐山田町 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 鏡川 | 高知市鴨部一丁目 | 〃 |
| 潮江 | 高知市小石木町 | 〃 |
| 船岡南 | 高知市神田 | 〃 |
| 桜ヶ丘 | 安芸市桜ヶ丘町 | 〃 |
| 沖田 | 高知市朝倉 | 〃 |
| 別所山 | 香南市赤岡町 | 〃 |
| 日高 | 高岡郡日高村 | 〃 |
| 元 | 室戸市元 | 〃 |
| 十津南 | 高知市十津五丁目 | 〃 |
| 春野 | 高知市春野町内ノ谷 | 〃 |
| 天神南 | 安芸郡奈半利町 | 〃 |
| 鏡野 | 香美市土佐山田町神母ノ木 | 〃 |
| 窪川 | 高岡郡四万十町 | 〃 |
| 奈半利 | 安芸郡奈半利町 | 〃 |
| 佐喜浜 | 室戸市佐喜浜町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 蒲原 | 南国市岡豊町蒲原 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 赤岡 | 香南市赤岡町 | 家賃及び使用料、共同 |

| | | |
|-----|------------|------------------------------------|
| | | 施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 安芸東 | 安芸市川北 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 野根 | 安芸郡東洋町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 横浜 | 高知市横浜新町二丁目 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 田野 | 安芸郡田野町 | 〃 |
| 南国 | 南国市小籠二丁目 | 〃 |
| 中村 | 四万十市中村丸の内 | 〃 |
| 桜川 | 須崎市押岡 | 〃 |
| 吉川 | 香南市吉川町吉原 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 土佐 | 土佐市蓮池 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 清水 | 土佐清水市幸町 | 〃 |
| 赤岡東 | 香南市赤岡町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 十市 | 南国市緑ヶ丘一丁目 | 家賃及び使用料並びに |

| | | |
|------|------------|------------------------------------|
| | | 共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 佐川 | 高岡郡佐川町 | 〃 |
| 日高東 | 高岡郡日高村 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 宿毛 | 宿毛市平田町 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 宝永 | 安芸市宝永町 | 〃 |
| 中村北 | 四万十市安並 | 〃 |
| 鴨部 | 高知市鴨部二丁目 | 〃 |
| 奈半利東 | 安芸郡奈半利町 | 〃 |
| 佐賀 | 幡多郡黒潮町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 本山 | 長岡郡本山町 | 〃 |
| 横浜第二 | 高知市横浜新町一丁目 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 田野西 | 安芸郡田野町 | 〃 |
| 土佐南 | 土佐市蓮池 | 〃 |
| 吉川西 | 香南市吉川町吉原 | 〃 |
| 羽根 | 室戸市羽根町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の |

| | | |
|------|------------|------------------------------------|
| | | 収納事務 |
| 野根第二 | 安芸郡東洋町 | 〃 |
| 大方 | 幡多郡黒潮町 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 菜生 | 室戸市室戸岬町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 竹島 | 高知市南竹島町 | 家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |
| 朝倉 | 高知市朝倉本町一丁目 | 〃 |
| 羽根第二 | 室戸市羽根町 | 家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務 |
| 八反町 | 高知市八反町二丁目 | 家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

高知県告示第364号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年3月28日に指定し、公金事務を同月31日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

特定公共賃貸住宅の家賃等の収納

3 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

| 特定公共賃貸住宅 | | 委託の内容 |
|----------|------------|----------------------------|
| 団地名 | 位置 | |
| 横浜第二 | 高知市横浜新町一丁目 | 家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務 |

4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

高知県告示第365号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

| 地名 | 地番 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------------|------------------------------------|--------------|--------------|----|
| 安芸市東浜字カキノエ | 46番1、46番14、46番16、46番20、46番21、46番23 | 5.00 | 101.22 | |

高知県告示第366号
地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

| 港湾名 | 港湾施設名 | 委託した者 | | 委託期間 |
|-----|-------|---------|----|------|
| | | 事務所の所在地 | 名称 | |
| | | | | |

| | | | | |
|------|---|-----------------|------------------|-----------------------|
| 高知港 | 港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設 | 高知市仁井田字新港4700番地 | 高知ファズ株式会社 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 須崎港 | 係留施設、野積場、荷さばき地並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地 | 須崎市港町81番3 | 一般社団法人須崎埠頭協会 | 〃 |
| 下田港 | 係留施設、野積場並びに荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地 | 四万十市下田4105番地 | 下田漁業協同組合 | 〃 |
| 宿毛湾港 | 宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設 | 宿毛市片島5番57-1号 | 片島地区長 橋本 壮一 | 〃 |
| | 宿毛湾港大島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設 | 宿毛市大島6番24号 | 大島地区自治会地区長 堀江 紀夫 | 〃 |
| | 宿毛湾港小筑紫地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設 | 宿毛市小筑紫町小筑紫121番地 | 小筑紫地区長 大島 康宏 | 〃 |

高知県告示第367号
高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の一部を次のように改正する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

第5条第6項中「第7条の2第10項から第12項まで」を「第7条の4第1項から第3項まで」に、「をいい、同条第6項の規定が適用される場合を含む」を「をいう」に改める。
本則に次の1条を加える。
(指名停止の公表)

第9条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止をしたときは、別に定めるところにより、当該有資格者の名称等を公表するものとする。

附 則
この告示は、令和7年5月2日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。
令和7年5月2日
高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

| 日時 | 場所 | 狩猟免許の種類 |
|-----------------------|------------------|------------------|
| 令和7年8月9日 午前10時から | 黒潮町ふるさと総合センター | わな猟免許 |
| 令和7年8月10日 午前10時から | 〃 | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |
| 令和7年8月30日 午前10時から | 高知市春野文化ホールピアステージ | わな猟免許 |
| 令和7年8月31日 午前10時から | 〃 | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |
| 令和7年9月21日 午前10時から | 田野町ふれあいセンター | わな猟免許 |
| 令和7年11月29日 午前10時から | 高知県立青少年センター | 〃 |
| 令和7年11月30日 午前10時から | 〃 | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |

2 狩猟免許申請手数料
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる

種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)

- 3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限
高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験を実施する日の12日前までに到着するように提出すること。
- 4 狩猟免許申請書の配布場所
高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時及び場所

| 実施市町 | 日時 | 場所 |
|------|---------------------|---------------|
| 本山市 | 令和7年7月11日 午後1時から | 本山市プラチナセンター |
| 黒潮町 | 令和7年7月15日 午後1時から | 黒潮町ふるさと総合センター |
| 四万十町 | 令和7年7月22日 午後1時から | 窪川四万十会館 |
| 須崎市 | 令和7年7月25日 午後1時から | 須崎市立市民文化会館 |
| 高知市 | 令和7年7月29日 午後1時から | 高知県立ふくし交流プラザ |
| 南国市 | 令和7年7月31日 午後1時から | 日章福祉交流センター |
| いの町 | 令和7年8月5日 午後1時から | いの町役場いのホール |

| | | |
|------|---------------------|------------------------------|
| 四万十市 | 令和7年8月8日 午後1時から | 四万十市総合文化センター しまんとびありぐるホール |
| 香南市 | 令和7年8月12日 午後1時から | 高知県立青少年センター |
| 高知市 | 令和7年8月17日 午後1時から | 高知市春野文化ホールピア ステージ |
| 田野町 | 令和7年8月19日 午後1時から | 田野町ふれあいセンター |

- 2 狩猟免許更新申請手数料
2,900円(高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)
- 3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限
高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室に、それぞれの適性検査及び講習を実施する日の12日前までに到着するように提出すること。
- 4 狩猟免許更新申請書の配布場所
高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
提出書類その他詳細については、高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、波介土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和7年5月2日

高知県知事 濱田 省司

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|------|-------|--------------|
| (退任) | | |
| 理事 | 野瀬 泰廣 | 土佐市波介2365番地 |
| 〃 | 大野 泰孝 | 〃 〃 4580番地 |
| 〃 | 森 征一 | 〃 〃 2762番地の1 |
| 〃 | 市原 彬洋 | 〃 〃 2790番地 |
| 〃 | 森 視載 | 〃 〃 3132番地 |
| 〃 | 森田 邦明 | 〃 〃 4424番地 |
| 〃 | 長尾 和久 | 〃 〃 2986番地の3 |
| 〃 | 森 武久 | 〃 〃 3087番地 |
| 〃 | 橋本俊次郎 | 〃 〃 2829番地 |
| 〃 | 近澤 敏巳 | 〃 〃 4763番地1 |
| 〃 | 森田 富子 | 〃 〃 3544番地 |

| | | |
|------|-------|-------------------------|
| 〃 | 森本 隆秀 | 〃 〃 1343番地1 |
| 〃 | 森 健 | 〃 〃 3095番地 |
| 〃 | 森本 浩之 | 〃 〃 2152番地 |
| 〃 | 森岡 道雄 | 〃 〃 2956番地 |
| 〃 | 森 鈴 | 〃 〃 3095番地 |
| 〃 | 森岡 和人 | 〃 蓮池457番地1 県営住宅土佐団地103号 |
| 監事 | 矢野 泰幸 | 〃 〃 249番地 |
| 〃 | 森 彰介 | 〃 〃 波介3077番地 |
| (就任) | | |
| 理事 | 大野 泰孝 | 土佐市波介4580番地 |
| 〃 | 森本 隆秀 | 〃 〃 1343番地1 |
| 〃 | 市原 彬洋 | 〃 〃 2790番地 |
| 〃 | 野瀬 泰廣 | 〃 〃 2365番地 |
| 〃 | 森 征一 | 〃 〃 2762番地の1 |
| 〃 | 森 視載 | 〃 〃 3132番地 |
| 〃 | 森田 邦明 | 〃 〃 4424番地 |
| 〃 | 長尾 和久 | 〃 〃 2986番地の3 |
| 〃 | 森 武久 | 〃 〃 3087番地 |
| 〃 | 橋本俊次郎 | 〃 〃 2829番地 |
| 〃 | 近澤 敏巳 | 〃 〃 4763番地1 |
| 〃 | 森田 富子 | 〃 〃 3544番地 |
| 〃 | 森本 浩之 | 〃 〃 2152番地 |
| 〃 | 森岡 道雄 | 〃 〃 2956番地 |
| 〃 | 森 鈴 | 〃 〃 3095番地 |
| 〃 | 森岡 和人 | 〃 蓮池457番地1 県営住宅土佐団地103号 |
| 監事 | 矢野 泰幸 | 〃 〃 249番地 |
| 〃 | 森 彰介 | 〃 〃 波介3077番地 |

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,455人である。

令和7年4月18日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解

職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,123人である。

令和7年4月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年4月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

| | |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区 | 89,017人 |
| 室戸市・東洋町選挙区 | 4,052人 |
| 安芸市・芸西村選挙区 | 5,599人 |
| 南国市選挙区 | 12,871人 |
| 土佐市選挙区 | 7,245人 |
| 須崎市選挙区 | 5,514人 |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区 | 7,068人 |
| 土佐清水市選挙区 | 3,512人 |
| 四万十市選挙区 | 9,025人 |
| 香南市選挙区 | 9,128人 |
| 香美市選挙区 | 7,044人 |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 2,794人 |
| 長岡郡・土佐郡選挙区 | 2,933人 |
| 吾川郡選挙区 | 7,452人 |
| 中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区 | 8,535人 |
| 佐川町・越知町・日高村選挙区 | 6,226人 |
| 黒潮町選挙区 | 2,903人 |

高知県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 名称 (代表者の氏名) | 会計責任者 の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
|---------------------------|--------------|-----------------|--------------------------|---------|
| 自由民主党高知県遊技産業支部 (佐藤 正法) | 福本 裕之 | 高知市棧橋通三丁目25番20号 | ○ | 令7・3・18 |

高知県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

| 名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|----------------|---------|
| 坂本正徳後援会 | 坂本 正徳 | 坂本 正徳 | 安芸郡田野町624-2 | 令7・3・10 |
| 清田かなえ後援会 | 清田 健二 | 清田 健二 | 吾川郡いの町枝川3029-2 | 令7・3・11 |

高知県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

| 区分 | 名称(代表者の氏名) | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 |
|----|------------------|--------|----------|------------|---------|
| 旧 | 自由民主党高知県自動車整備支部 | 異動なし | 竹田 敏幸 | 異動なし | 令7・3・11 |
| 新 | (佐藤 誠三) | | 垣内 聡 | | |
| 旧 | 参政党高知第2支部(野村 栄一) | 伊東 修司 | 異動なし | 高知市万々344 | 令7・3・20 |
| 新 | | | | 野村 栄一 | |

| | | | | | |
|---|--------------|-------|-------|------|---------|
| 旧 | 日本共産党幡多地区委員会 | 坂本 靖 | 坂本 靖 | 異動なし | 令7・3・15 |
| 新 | (谷田 道子) | 谷田 道子 | 大西 正祐 | | |

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

| 区分 | 名称(代表者の氏名) | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 |
|----|--------------------------|--------|----------|------------|---------|
| 旧 | 幸福実現党高知朝倉後援会(川口 長子) | 異動なし | 安藤 真有美 | 異動なし | 令7・3・1 |
| 新 | | | 山下 まき | | |
| 旧 | 幸福実現党高知後援会(和田 博文) | 異動なし | 吉原 由起子 | 異動なし | 令7・3・1 |
| 新 | | | 門田 和美 | | |
| 旧 | 政権交代をめざす嶺北の会(和田 賢二) | 和田 勇 | 異動なし | 異動なし | 令7・3・3 |
| 新 | | 和田 賢二 | | | |
| 旧 | 高知県自動車整備政治連盟(佐藤 誠三) | 異動なし | 竹田 敏幸 | 異動なし | 令7・3・11 |
| 新 | | | 垣内 聡 | | |
| 旧 | 高知県美容生活衛生同業組合政治連盟(梶原 絹代) | 三宮 豊辰 | 異動なし | 異動なし | 令6・5・20 |
| 新 | | 梶原 絹代 | | | |
| 旧 | 山本たかし後援会(山本 美賀) | 山本 浩二 | 異動なし | 異動なし | 令6・10・1 |
| 新 | | 山本 美賀 | | | |

| | | | | | |
|---|-----------------|-------|--------|-------------------|---------|
| 旧 | 大塚あきら後援会(二神 吉治) | 杉本 嘉宏 | 異動なし | 異動なし | 令7・3・17 |
| 新 | | 二神 吉治 | | | |
| 旧 | 片山とおる後援会(片山 透) | 片山 竜治 | 片山 眞佐子 | 異動なし | 令7・3・19 |
| 新 | | 片山 透 | 片山 透 | | |
| 旧 | 弘田兼一後援会(小松 義人) | 宇賀 俊六 | 異動なし | 室戸市浮津854 | 令7・3・18 |
| 新 | | 小松 義人 | | 室戸市浮津二番町260-1 | |
| 旧 | 村田珠美後援会(村田 卷夫) | 異動なし | 異動なし | 香美市土佐山田町神母ノ木424-8 | 令7・3・23 |
| 新 | | | | 香美市土佐山田町加茂298 | |
| 旧 | 美濃明男後援会(佐竹 範久) | 異動なし | 岡林 千賀子 | 異動なし | 令7・3・28 |
| 新 | | | 美濃 明男 | | |

高知県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

| 名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|---------|
| 野村満久後援会 | 野村 満久 | 令7・3・10 |

| | | |
|---------|-------|---------|
| 森みきお後援会 | 神野 久 | 令7・3・25 |
| 浜田正三後援会 | 市川 春則 | 令7・3・1 |